監査結果報告書の概要 平成30監査年度第1回(前期)

1. 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかどうか、これらを主眼として監査を実施。

2. 委員監査実施日

平成30年2月20日~同年8月21日

3. 監查対象機関

	H30監査	年度(前期)	H29監査年度(前期)		
	本庁	出先機関	本庁	出先機関	
定期監査	111	38	110	35	
定期監査計	14	49	145		
財政援助団体等の監査	•	7	5		
合計	1	56	150		

※毎年度、前期分として全体の約6割を実施しています。

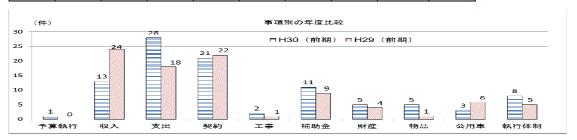
4. 監査の結果

(1) 定期監査の指摘事項等の件数

	H30監査年度(前期)				H29監査年度(前期)			
	本庁 出先機関 計				出先機関	計		
指摘等	67	30	97	65	25	90		
1所属あたり件数	0.60	0.79	0.65	0.59	0.71	0.62		

	予算報	执行	収入		支出		契約		工事		補助金	
	H30	H29										
指摘	0	0	5	7	4	11	8	7	0	0	3	3
注意	1	0	6	12	23	7	12	15	1	0	6	4
意見	0	0	2	5	1	0	1	0	1	1	2	2
合計	1	0	13	24	28	18	21	22	2	1	11	9

財	産	物	驲	公用車		執行体制		計	
H30	H29		H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29
5	1	1 1	1	1	2	0	2	27	34
0	2	2 3	0	2	0	7	2	61	42
0	1	1 1	0	0	4	1	1	9	14
5	4	4 5	1	3	6	8	5	97	90



(2) 土地開発公社等の財政援助団体等における指摘事項等

	指摘	注意	意見	計
出資団体	0	1	0	1
財政援助団体	0	0	0	0
計	0	1	0	1

(3) 主な指摘事項

収入・・・調定事務の遅延、つり銭用現金保管簿の不備、債権管理簿の不備

支出・・・資金前渡における不適切な事務処理、通勤手当の認定誤り、 郵便切手の過大な保有

契約・・・予定価格の算定誤り、契約書の作成及び支出負担行為の遅延、 契約保証金の受入事務の遅延、支出負担行為の遅延

補助金・・負担金の交付決定及び支出負担行為の遅延、補助金の交付決定の 遅延及び変更承認申請の不備、補助金の変更手続の遅延

財産・・・公有財産台帳への登録漏れ、県有財産使用料の過徴収等

物品・・・タクシー乗車券の不適切な管理

公用車・・公用車使用中の事故

(4) 事務の執行を改善する観点から検討を求めた主な事項

未収金・・実効性のあるきめ細やかな未収金対策を求める意見

公用車・・公用車の定期点検整備の未実施に対する万全の措置を求める意見

5. 前期監査の総括

○ 指摘内容の共通した原因は、財務事務等を担当する職員の知識及び事務処理ノウハウの不足、並びに決裁過程等における内部チェックの不足が考えられる。 複数人によるチェックや補助金等の額の確定段階での適正な審査体制が機能していたならば、防ぐことが可能であった。

○ 指摘内容で特に目立つ不適切な事例としては、「契約事務や補助金事務などに おける事務処理の遅延」が挙げられる。

計画的な事務処理と適切な進捗管理を行うとともに、適正な契約事務や補助金事務等を行うよう職員の意識付けが大きな課題である。